

Weekly Report

第630日号
令和3年12月13日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

令和4年度税制改正大綱（主な中小関連）

◎中小企業における所得拡大促進税制の拡充……中小企業者等が国内雇用者の給与等支給額を増加させた場合の税額控除制度における上乗せ措置について、①雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加の場合は控除率を15%加算、②教育訓練費が前年度比10%以上増加の場合は控除率を10%加算します。これにより、最大40%の控除が受けられます。

◎法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長……非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置は「特例承継計画」を都道府県知事に提出した場合が適用対象となりますが、その提出期限を令和6年3月まで1年間延長します。

◎改正電帳法による電子取引データの保存に関する猶予措置……電子帳簿保存法の改正により、令和4年1月から電子データで授受した請求書や領収書等の取引情報は一定要件に従ってデータのまま保存することが求められていましたが、税務署長が要件に従って保存できない「やむを得ない事情」があると認め、書面による提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合は、令和5年12月まで

書面による保存が容認されます（手続は不要）。

◎インボイス発行事業者の登録に係る見直し……令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、免税事業者も施行日から令和11年9月までは課税時間の途中から適格請求書発行事業者の登録を受けることができます。

◎土地（商業地等）に係る固定資産税の負担調整措置……土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）に緩和します。

上場株式等に係る確定申告の注意点

上場株式等の取引について、特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合は原則、確定申告をする必要はありませんが、譲渡損失の繰越控除や、複数の口座間で損益通算する場合は、確定申告をする必要があります。

特定口座（源泉徴収あり）で申告しない場合は、譲渡益等がいくらであっても配偶者控除や扶養控除などを判定する際の「合計所得金額」に含まれないため問題ありません。

ただし、繰越控除の適用などで確定申告をした場合は、譲渡益等が「合計所得金額」に含まれるため、配偶者控除などに影響が出る可能性がありますので注意しましょう。

来年から変わる傷病手当金の支給期間

傷病手当金は、業務外の病気やケガにより被保険者が療養中の場合に受けることができますが、現行の支給期間は、同一の傷病について支給を開始した日から最長1年6ヵ月間となっており、復職して支給されていない期間があっても支給開始日から1年6ヵ月後に満了となっていました。

改正により来年1月からは、支給された期間での通算となります。なお、改正前に支給されており、本年末において支給期間が1年6ヵ月を経過していない場合も改正後の取扱いが適用されます。